

## 平成 28 年度自動車騒音の常時監視結果について

県では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、平成 28 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

### 1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県が自動車騒音の状況を監視し、同法第 19 条において結果を公表するものとされています。沖縄県でも平成 15 年度から自動車交通騒音の測定を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

平成 18 年度以降は、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 17 年 6 月 29 日付け環境省環境管理局长通知）」に基づき自動車騒音常時監視の実施計画（以下、「モニタリング計画」という。）を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

平成 28 年度は、平成 24 年度から平成 28 年度までのモニタリング計画に従い、県内の町村区域（全 71 評価区間）における自動車騒音常時監視を実施しています。

### 2 評価対象道路

平成 28 年度は、本部町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、中城村における幹線道路 13 評価区間（※1）、延長 18.3 km に面する地域について、3,120 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。（評価区間は表 1, 2 参照）

### 3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から 50m までの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」といいます。）

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道を含みます。

表 1 環境基準達成状況の評価結果（区間別）

地点番号	評価対象道路					評価区間	測定地点の住所 ※2	測定地点の 等価騒音レベル (dB)		騒音 測定 年度	評価 区間 の 延長  (km)	環境基準達成戸数(戸)・環境基準達成確率(%)								
	(1) 路 線 名	(2) 車 線 数	(3) 環 境 基 準 類 型 ※1	(4) 遮 音 壁 等 の 有 無	(5) 低 騒 音 舗 装 の 有 無			評価 対象 住 居 等 戸 数	昼間・夜間とも 基準値以下			夜間のみ 基準値超過		昼間のみ 基準値超過		昼間・夜間とも 基準値超過				
									(戸)			(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)		
1	国道331号	4	B	無	無	南城市・与那原町境～糸満与那原線	与那原町板良敷1363	71	65	H28	2.2	822	699	100.0	0	0.0	123	0.0	0	0.0
2	国道331号	4	C	無	無	糸満与那原線～一般国道329号	与那原町与那原364-1	66	61	H28	0.6	346	346	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	国道449号	4	A	無	無	一般国道505号～名護本部線	本部町浜元234	69	58	H28	1.7	153	142	100.0	0	0.0	11	0.0	0	0.0
4	国道507号	4	B	無	無	一般国道507号～八重瀬町・南風原町境	八重瀬町友寄891-1	68	62	H28	0.7	29	29	95.5	0	0.0	0	0.0	0	4.5
5	国道507号	4	B	無	無	八重瀬町・南風原町境～那覇糸満線	-	-	-	-	1.1	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	国道507号	4	B	無	無	那覇糸満線～南風原町・那覇市境	南風原町津嘉山441	67	59	H28	2.1	245	245	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7	那覇北中城線	2	-	無	無	県道32号線～那覇北中城線	中城村南上原4	68	62	H28	2.5	224	223	100.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0
8	那覇北中城線	2	B	無	無	宜野湾西原線～西原町・中城村境	-	-	-	-	0.3	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	那覇北中城線	2	B	無	無	西原町・中城村境～県道32号線	中城村南上原1018	67	62	H28	1.5	720	717	99.3	0	0.0	1	0.7	2	0.0
10	那覇北中城線	2	-	無	無	県道35号線～宜野湾市・北中城村境	中城村新垣1637-1	68	61	H28	1.6	109	109	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11	名護本部線	2	B	無	無	渡久地港線～一般国道449号	本部町渡久地764	64	54	H28	0.6	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12	南風原与那原線	2	B	無	無	国道329号南風原バイパス～南風原町・与那原町境	南風原町宮平460-1	70	65	H28	2.9	266	265	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
13	南風原与那原線	2	B	無	無	南風原町・与那原町境～一般国道329号	与那原町上与那原416-1	65	60	H28	0.5	146	146	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※1 環境基準類型のあてはめがない地点は「-」とし、Bの基準を当てはめ準用区間についても同様に処理した。

※2 「測定地点の住所」の欄に「-」の記載がある場合の「基準点の等価騒音レベル」の欄については、他の評価区間における測定結果を準用した。

表2 環境基準達成状況の評価結果（町村別）

市町村名	評価区間延長 (km)	評価区間数	評価結果(全体)					評価結果(近接空間)					評価結果(非近接空間)				
			住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも基準値以下 ① (戸)	夜のみ基準値超過 ② (戸)	昼のみ基準値超過 ③ (戸)	昼夜とも基準値超過 ④ (戸)	住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも基準値以下 ① (戸)	夜のみ基準値超過 ② (戸)	昼のみ基準値超過 ③ (戸)	昼夜とも基準値超過 ④ (戸)	住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも基準値以下 ① (戸)	夜のみ基準値超過 ② (戸)	昼のみ基準値超過 ③ (戸)	昼夜とも基準値超過 ④ (戸)
合計	18.3	13	3120	2981	0	136	3	1540	1417	0	123	0	1580	1564	0	13	3
本部町	2.3	2	176	165	0	11	0	98	98	0	0	0	78	67	0	11	0
西原町	0.3	1	11	11	0	0	0	5	5	0	0	0	6	6	0	0	0
与那原町	3.3	3	1,314	1,191	0	123	0	667	544	0	123	0	647	647	0	0	0
南風原町	6.1	3	537	536	0	0	1	263	263	0	0	0	274	273	0	0	1
八重瀬町	0.7	1	29	29	0	0	0	4	4	0	0	0	25	25	0	0	0
中城村	5.6	3	1,053	1,049	0	2	2	503	503	0	0	0	550	546	0	2	2

#### 4 ローテーション

自動車騒音常時監視は、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、ローテーションで評価区間を評価しています。ここで、ローテーションとは、図 1 に示すとおり、過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方です。沖縄県で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

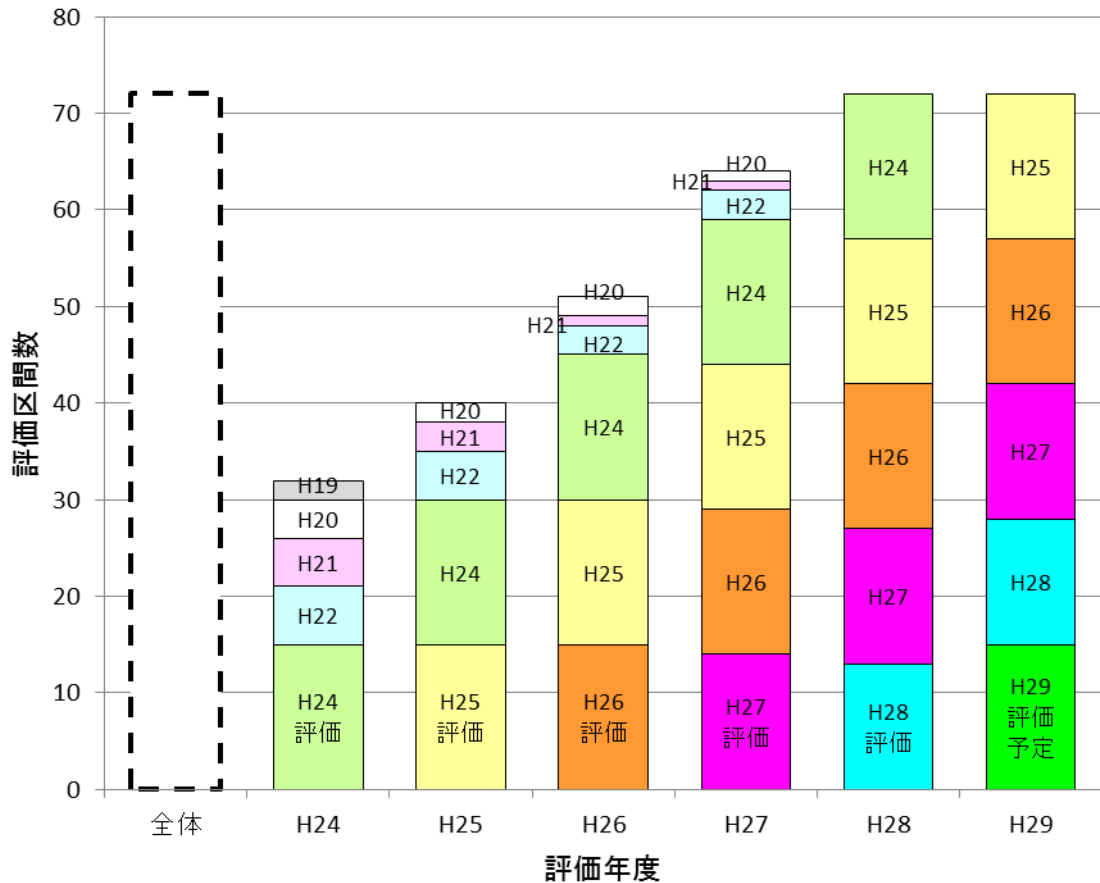


図 1 ローテーションによる平成 24～28 年度の評価区間と平成 29 年度の評価予定区間数

※平成 24 年度から施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法）により、市の区域にあつては市長が評価を行うこととなったため、平成 23 年度以前は町村部の評価結果のみ含めています。

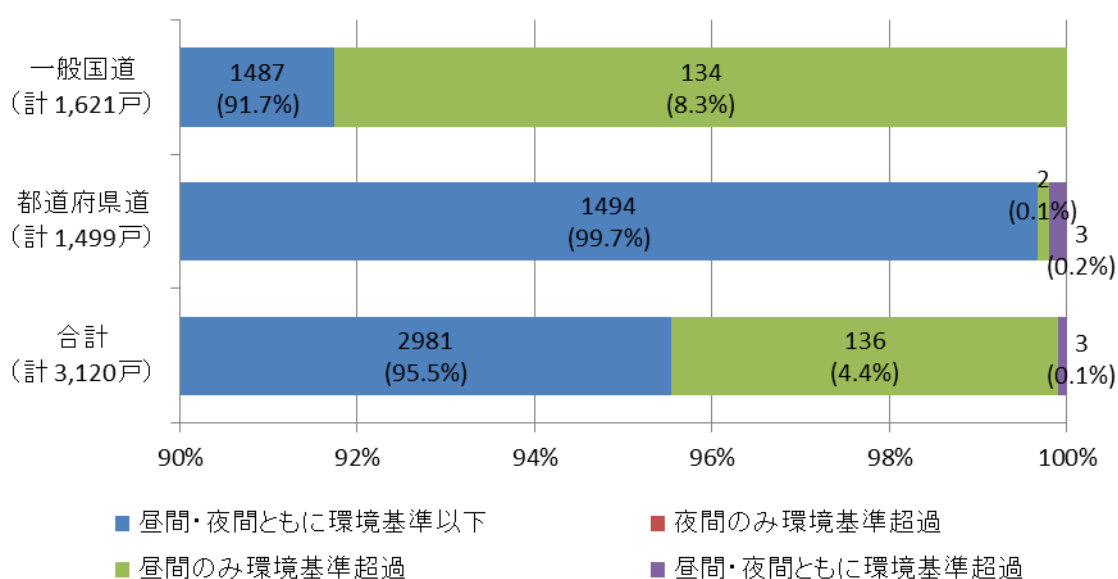
なお、平成 23 年度は市の区域のみ評価を行ったため、平成 24 年度以降の評価には含まれておりません。

## 5 環境基準達成状況

### (1) 道路種類別における環境基準達成状況

モニタリング計画に基づき、平成 28 年度は、一般国道 6 評価区間（延長 8.4km）、都道府県道等で 7 評価区間（延長 9.9 km）の合計 13 区間（延長 18.3 km）で面的評価を行いました。

道路種類別における環境基準達成状況を図 2 に示しました。評価の対象とされた 3,120 戸（一般国道 1,621 戸、県道 1,499 戸）のうち、昼間のみ基準値を超過した住居等は、一般国道では 134 戸（8.3%）、都道府県道では 2 戸（0.1%）であり、昼間・夜間ともに基準値を超過した住居等は、都道府県道では 3 戸（0.2%）でした。それ以外の住居等は環境基準を満たす結果となりました。

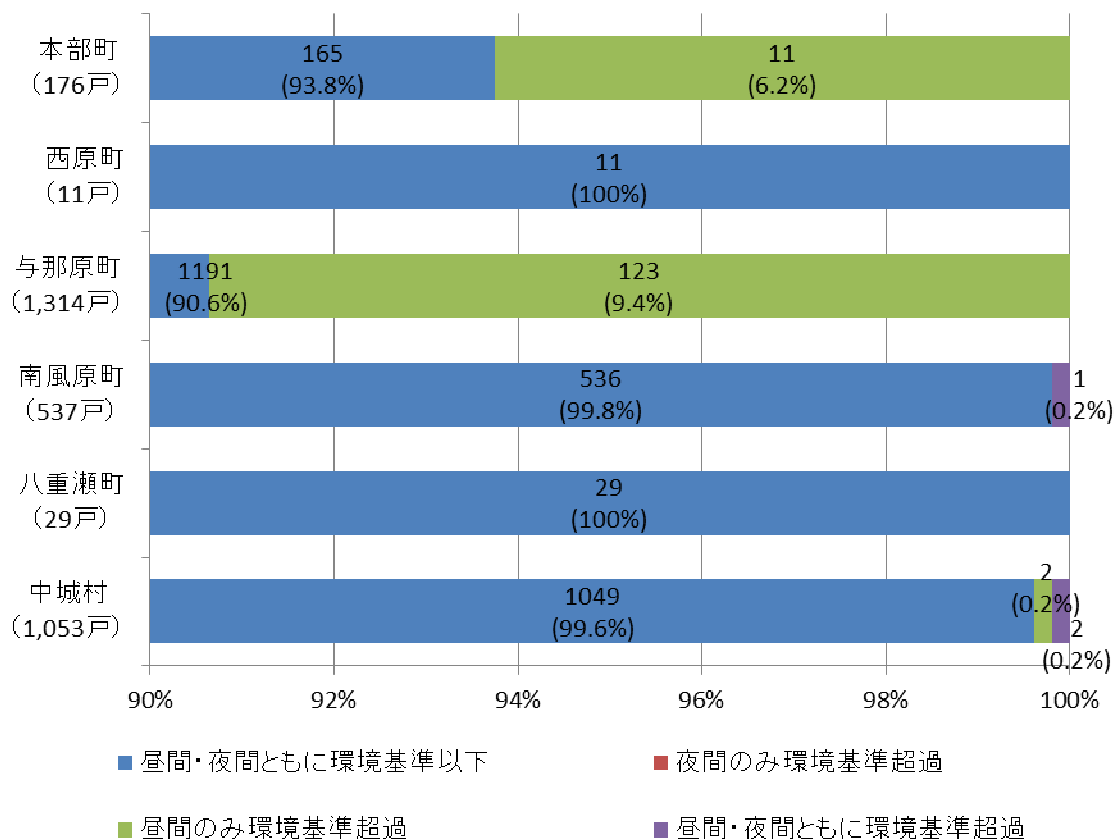


注. 1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

図 2 道路種類別における環境基準達成状況

## (2) 町村別における環境基準達成状況

町村別における環境基準達成状況を図 3 に示しました。昼間のみ環境基準を超過した住居等は、本部町で 11 戸 (6.2%)、与那原町で 123 戸 (9.4%) であり、昼間・夜間共に環境基準を超過した住居等は、南風原町で 1 戸 (0.2%)、中城村で 2 戸 (0.2%) でした。それ以外の住居等ではすべて環境基準を満たす結果となりました。



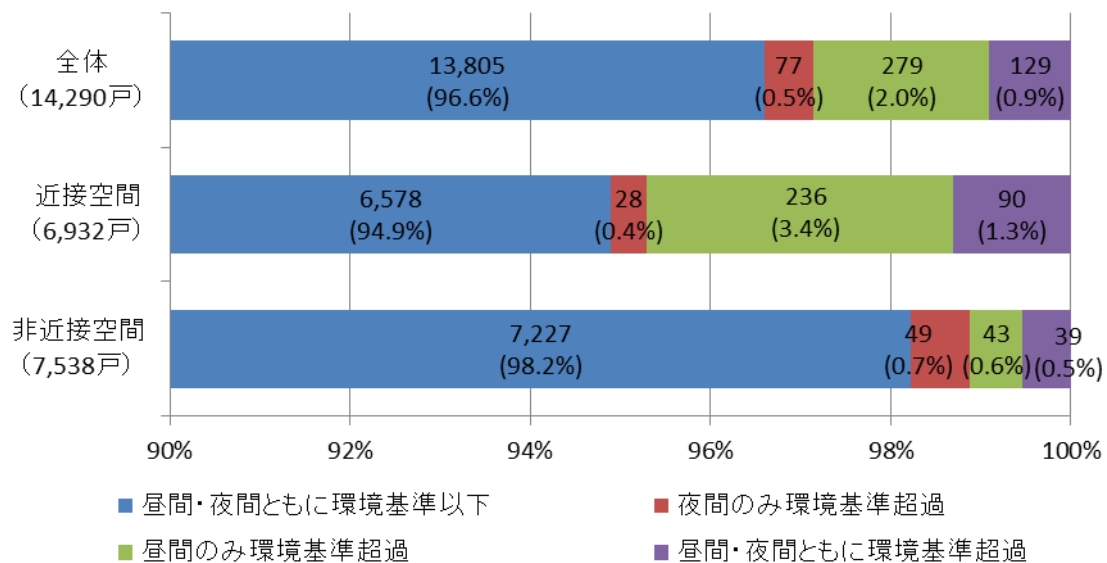
注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

図 3 町村別における環境基準達成状況

### (3) 全体および近接空間・非近接空間別における過年度評価を含めた環境基準達成状況

平成 24 年度以降実施した面的評価の結果を含めた全体の環境基準達成状況は、図 4 に示すとおり 13,805 戸 (96.6%) の住居等が昼夜とも環境基準を達成していました。環境基準の超過状況については、77 戸 (0.5%) の住居等が「夜間のみ環境基準超過」、279 戸 (2.0%) の住居等が「昼間のみ環境基準超過」、129 戸 (0.9%) の住居等が「昼間・夜間とも環境基準超過」していました。

近接空間・非近接空間別の環境基準達成状況は、近接空間では 6,578 戸 (94.9%)、非近接空間では 7,227 戸 (98.2%) の住居等が環境基準を満たしていました。



注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

#### 図 4 全体および近接空間・非近接空間別の環境基準達成状況

※4 「幹線道路を担う道路に近接する空間」(近接空間)とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が設定されています。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※5 「非近接空間」とは、近接空間の背後地や幹線道路以外の道路に面する地域のことです。

別添資料 1

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）のことをいいます。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

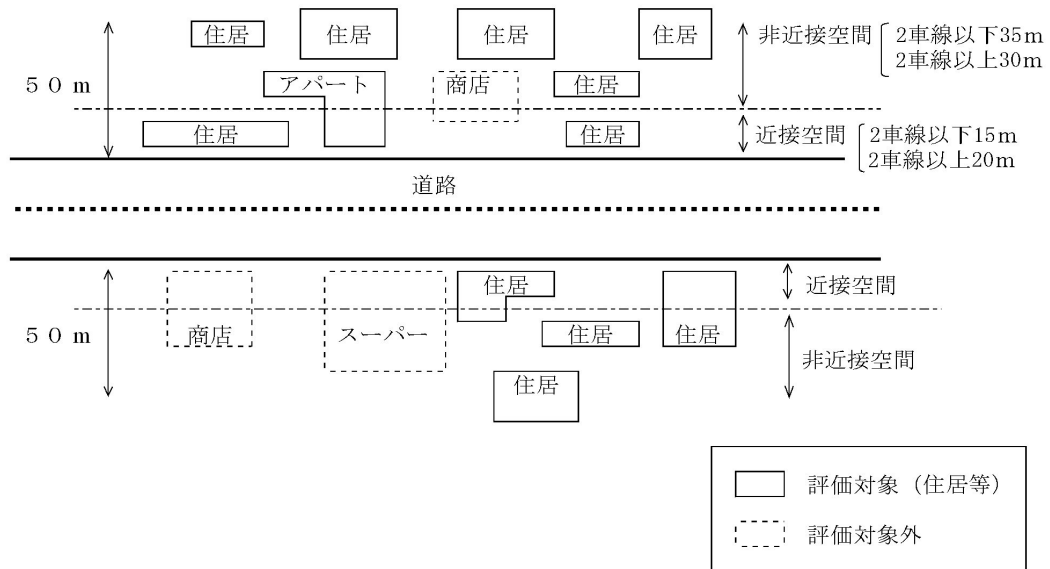
幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	



別添資料2

面的評価を行う範囲



面的評価は道路端から50メートルにある住居等を対象とし、評価区間は、自動車の運行に伴う騒音が概ね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20メートルまでの範囲とします。